「青森保健医療福祉研究」投稿規程

1. 雑誌の目的と編集方針

青森保健医療福祉研究（Aomori Journal of Health and Welfare）は、公立大学法人青森県立保健大学（以下、本学）が発行する学術雑誌として、健康科学とその実践活動に関する科学的根拠の蓄積と発信、及びそのための調査研究の推進に資する論文等の情報を関連の研究者・実践者に提供することを目的とする。

2. 投稿資格

本誌へ筆頭著者として投稿可能な者は、以下に掲げる者とする。

1) 本学の専任教員及び職員
2) 本学の非常勤職員・臨地教授及び客員研究員等
3) 本学の学部生・大学院生（研修生・研究生を含む）及び卒業生
4) 青森県保健医療福祉研究発表会で発表した者
5) 青森県をフィールドとして保健・医療・福祉に関する研究発表を行う者
6) その他、編集委員会が適当と認めた者

3. 論文の採否

投稿論文の採否は、複数の査読者の意見を参考にし、編集委員会において決定する。

4. 投稿内容

総説、原著論文、研究報告、短報・速報、実践活動報告、教育改善評価、資料のいずれかとし、投稿論文は未発表のものであり、他誌に投稿中でないものに限る。

【総説】健康科学及び実践活動に関する特定の主題についてのこれまでの知見や研究業績の総括
【原著論文】健康科学及び実践活動に関する論文で，独創性・新規性があり，かつ科学的に価値ある事実を含むもの
【研究報告】研究論文として健康科学及び実践活動の発展に寄与するもの
【短報・速報】原著論文の短報、速報として価値があるもの
【実践活動報告】保健医療福祉に関わる実践活動の報告
【教育改善評価】教育活動での改善事例や効果の報告
【資料】調査・実践などで得られたもので、新規性はなくとも、情報提供として公表する意義があるもの

原稿は、編集委員会が別に定める「執筆要領」にしたがって作成し、刷り上がり 10 頁以内（短報・速報は 5 頁以内）を原則とする。

編集委員会が認めた場合には、「特集号」(supplement)として刊行することができる。

5. 倫理的事項

1) 研究倫理審査

ヒトを対象にした生物医学的研究については、ヘルシンキ宣言および「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」など、研究倫理に関する指針を遵守し、原則、研究倫理委員会等の承認を受けたものでなければならない。「実践活動報告」および「教育改善評価」については、ヘルシンキ宣言を遵守し、本誌「『実践活動報告』『教育改善評価』論文についての倫理的配慮ガイドライン」に従っているものは、必ずしも研究倫理委員会等の承認を必要としない。

また、動物を用いた研究については、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」等を遵守し、本学動物実験委員会等の承認を受けたものでなければならない。

2) 謝辞

当該研究の遂行に際して、政府・企業・団体等からの研究費助成、資料提供、物品及び便宜供与等を受けた場合には、その旨を本文中の謝辞の項目に記述する。また、投稿者の条件に満たない研究の遂行や論文作成に関わった者については謝辞に記述する。

3) 利益相反（Conflict of Interest）

すべての著者は投稿時に、「青森保健医療福祉研究　投稿時 COI 自己申告書（【様式 2】利益相反開示書）を提出しなければならない。申告書の内容については、本文中の利益相反の項目にも具体的に記載すること。利益相反に該当しない場合でも、「利益相反に該当する事項はない。」などの文言を記載し、自己申告書を提出する。

6. 投稿の手続き

1) 投稿原稿は、「執筆要領」にしたがって作成し、所定の事項を記載した原稿提出状を添えて提出すること。
2) 原稿の言語は、和文又は英文とする。英文の場合は、ネイティブチェックを受けること。
3) 論文の投稿は、下記宛て電子メールによる送付とし、随時受け付ける。投稿から査読終了までの投稿者と編集委員会等とのやり取りは、全て電子ファイルで行う。

青森県立保健大学内「青森保健医療福祉研究」編集委員会
E-mail: ajhw_editor@ms.auhw.ac.jp

7. 掲載可となった後のプロセス

1) 編集委員会が掲載可と判定した日を「受理日」とする。投稿原稿の掲載順は原則として受理日の順とし、編集委員会がその決定を行う。
2) 著者校正は初校のみとし、原則として誤字・脱字以外の加筆・修正は認めない。2 校以降は、著者校正に基づき、編集委員会が行う。

3) 編集委員会において掲載が承認された論文は、J-STAGE に公開する。これにともない、「青森県立保健大学研究データポリシー」及び「青森県立保健大学研究データポリシーの解説」に従い、著者は、論文、論文の作成にあたって取り扱った研究データ（論文データ）および Data 搭載フォームの 3 点を編集委員会事務局に提出する。研究データは J-STAGE Data に公開する。

4) 掲載料は 30,000 円（税別）とし、掲載後、本学からの請求により支払う。ただし、本規程「２．投稿資格」1)～3)に該当する者及び編集委員会が推薦する者は、無料とする。

5) 10 ページを超過した場合は、その実費を著者負担とし、後日請求を行うものとする。

8. 著作権

掲載された論文等の著作権は本学に属する。なお，掲載論文の転載については、「執筆要領」に基づき許可する。

附　則

この規程は、2020 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、2021 年 1 月 8 日から施行する。

附　則

この規程は、2024 年 3 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、2024 年 7 月 25 日から施行する。

附　則

この規程は、2025 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、2025 年 5 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、2026 年 4 月 28 日から施行する。